

目を疑う日税連建議書「減税反対・増税建議」

新宿支部 菊池 純

日本税理士会連合会（以下「日税連」という）の平成28年度・税制改正に関する意見書が発表された。

内容は、重要建議項目として（1）消費税の単一税率を維持すること、（2）外形標準課税は中小法人に導入しないこと、（3）給与所得控除・公的年金控除を見直すこと、の3点あげている。

そして目を疑うことに、（1）では、「軽減税率反対」と減税に反対し、（3）で「給与所得控除の引き下げ」という大衆増税案を税理士会から提案している。

まさに、納税者の権利擁護とは程遠い、税理士の社会的評価を下げかねない建議と言わざるを得ない。

ここでは、建議書の内容を検討し、その背景を探り、税理士が目指すべきものを浮き彫りにすることで、日税連に強く軌道修正を望むものである。

1. 日税連建議書の内容

日税連建議書は、重点建議項目（3）給与所得者・公的年金等控除を見直すこと、として、

「給与所得者が職務上必要とする経費の大半は、使用者が負担するのが通常であり、給与所得者が負担する必要経費の実態からすれば、わが国の給与所得控除額は過大となっていることは明らかである。したがって、現行の控除額については相当程度の引下げを行うことが適当である。

また、公的年金等控除についても、公的年金収入に対応する必要経費がないこと、拠出時に社会保険料控除を適用し年金の受給時に公的年金控除を適用することは二重控除と考えられることから、現行の公的年金等控除は相当程度の縮減を行うことが適当である。

さらに、適切な課税ベース維持するために、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用についても早急に見直しを行う必要がある。」と述べている。

2. 28年度日税連建議の背景

（1）日税連平成25年度全国統一ポスター

日税連では、対外広報の一環として毎年、全国統一ポスターを作成している。平成25年度のポスターは、「税理士の使命や仕事を正しく理解してもらうことを意図し、」としてキャッチコピーに、「この国を支える。あなたを支える。それが税理士の使命です。」とした。そして、「税理士は税務に関する専門家。独立した公正な立場で申告納税制度の理念にそって、納税を適正に行うお手伝いをするのが使命です。国家財政を支えるとともに、企業の良き相談相手として経営をサポート。また、身近な暮らしのパートナーとして、税

に関する相談に乗っています。さらに「税務支援」や「租税教育」など社会貢献活動にも取り組んでいます。」の文章が書きこまれている。

このポスターの税理士の使命は間違っている。税理士法1条の使命にある「申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ」は「税理士に課せられる社会的任務は、必然的にこの納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに、税法上の権益を擁護することになるわけであります。」というのが昭和55年の国会での提案理由であった。そして、税理士法1条の制定時、そして度々の国会審議において、申告納税制度における納税者の正当な権利を擁護する代理人としての税理士の役割が確認されている。

これらのことから、税理士の使命は「納税者の権利擁護」を謳っていることは明らかで、税理士に「国を支える。」使命などどこにもない。

(2) 日税連平成27年度税制改正建議書

日税連は、平成26年6月に平成27年度税制改正建議書を発表、税制改正建議項目の「3 給与所得者に対する課税について、抜本的に見直すこと。」「(1) 給与所得者の確定申告の機会拡充」を建議しさらに、「(2) 役員給与に係る給与所得控除」として、「給与所得控除について概算経費部分と負担調整部分の各々二分の一で構成されるとの見解についても見直されるべきであり、概算経費部分の絶対的な水準こそ是正されるべきである。なお、数次の税制改正により給与所得控除額の上限がさらに引き下げられ、役員に対する給与課税の在り方を区別する理由が薄れていることにも留意すべきである。」と述べている。

日税連は、28年重点建議項目(3)を、この27年建議の給与所得控除に関する項目を重点建議項目に移しただけと説明しているが、28年度は「現行の控除額について相当程度引下げを行うことが適当」としており内容が全く違う。

(3) 平成26年度 第41回 日税連公開研究討論会

平成26年10月10日、日税連主催、東京税理士会共済で開催された日税連公開研究討論会は統一テーマを「変貌する日本社会と税制のあり方」とし、その第二部で「少子高齢社会と税制のあり方」を取り上げた。

その提案の中で「公的年金等の課税上の問題点」として、問題点1「拠出段階と給付段階における控除」問題点2「現役世代と高齢者世代の世代間格差及び高齢者世代の世代内格差」とした。

問題点1は、拠出時に社会保険料控除、給付時に公的年金等控除の2回、税の優遇を受けているのは問題である、とし、問題点2では、現役で給与しかない人と働く高齢者で給与と年金がある人を比較して不公平(現役世代との世代間格差)とし、年金のみ的高齢者と年金と給与がある働く高齢者を比べ不公平(高齢者社会の世代内格差)としている。

そして、①高所得の高齢者にも適用されている公的年金等控除を縮小・廃止、②給与所得控除と公的年金等控除のW(ダブル)の控除を排除、と結論づけている。

しかし、公的年金には課税すべきでないとの意見もあった公的年金の意義、目的、公的年金等控除の意義、目的、給与所得控除の意義、目的などには触れていない。なので、一

見担税力があり応能負担に即したように見えるが、上記の考察をしていないので、ただ徴税額を多くするためだけの議論になってしまっている。

(4) 日税連・税制審議会、平成26年諮問に対する答申

日税連は、日税連の組織の紹介で、税制審議会の概要として、「税制審議会は、日本税理士会連合会会則に基づいて設置された会長の諮問機関で、学識経験者及び税理士によって構成されています。単年度ごとに発せられる会長の諮問に応じ、税制並びに税務行政全般について調査・審議を行い、その結果を会長に答申します。この答申は、日本税理士会連合会が、毎年、関係省庁に提出する税制改正建議書に反映されています。」と述べている。

メンバーは、学識経験者で構成される特別委員20人(金子宏会長、品川芳宣会長代理)、税理士の専門委員5人(小池正明委員長、牧野正孝副委員長)とされており、中里実教授、田近栄治教授、阿部泰久経団連常務理事、上西左大信日税連調査研究部長、等の方々名を連ねている。

そして、田近栄治氏、中里実氏、野坂雅一氏(読売新聞東京本社調査研究本部総務)、上西左大信氏が政府税調のメンバーとダブっている。

昭和55年税理士法改正の時、会長の諮問機関(機関内組織)として新しくわが国の税制を在野の立場で洗い直すため設けられた税制審議会は、上記メンバーでその独立性を保てるか疑問である。

はたして、「給与所得と公的年金所得に対する課税のあり方について」という26年5月22日の会長諮問に対して12月11日に、「現行の税制では、給与所得と公的年金等所得について、給与所得控除及び公的年金等控除が措置されているが、これらの概算控除額はいずれも課題であり、課税ベースが侵食されるのではないか、また、給与所得者である現役世代と年金世代を比較すると、前者に対する負担が相対的に重く、世代間での課税の不公平が生じているのではないか、というのが当審議会の基本的な問題意識である。」との答申を出しており、これが増税建議の「現行の控除額については相当程度の引き下げを行うことが適当である。」に結びついている。

3. 28年度日税連建議の問題点

(1) 給与所得控除の改正

給与所得控除は、平成24年までは上限が設定されていなかった。1000万円を超えていれば給与収入の5%+170万円が給与所得控除になり、例えば1億円の給与収入なら670万円の給与所得控除が認められていた。

平成24年度税制改正により、平成25年から給与所得控除が245万円で頭打ちになった。そのため、年収1500万円超の人は、いくら給与をもらっても245万円が給与所得控除の上限となる。

さらに、平成26年度の税制改正で、上限額が適用される給与収入が平成28年分の所得税から1200万円、平成29年分以後の所得税から1000万円となり、給与所得控

除の上限額は、平成28年が230万円、平成29年以降が220万円とされた。

この改正により、給与収入161.9万円まではわずか65万円の控除しか受けられない反面、1000万円を超えればいくら収入があっても5%の控除が青天井で受けられる従来からの問題点が改善された。

(2) 給与所得控除の意義

現行法における給与所得は他の所得類型とは区別され、収入金額から必要経費を控除するという基本定式がとられておらず、給与所得控除という画一的概算控除制度に置き換えられている。この計算方法は、給与所得者だけが経費申告権を認められずに課税される、という不公平が存在しているという事ができる。(特定支出は本来認められるべき勤労に必要な経費とは異なる。)

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つ。まず、「勤務費用の概算経費」は、給与から差し引くべき必要経費とはなにかという問題について検討する。

所得税法の「所得の金額・・・の計算上必要経費に算入すべき金額」は、「所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接要した費用の額」および「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用・・・の額とする。」(37条1項)としており、必要経費であるか否かの判定基準は、収入金額を得るため直接に要した費用ないし所得を生ずべき業務について生じた費用に該当するか否かであることを示している。

したがって、給与から差し引かれるべき経費は、食費、被服費、住居費等の支出の形態が通常生活費と分類されるような外見をもっているかどうかではなく、所得獲得のために投入されたコストとしての性格を持っているかどうか、ということになる。

ゆえに、必要経費という側面から給与収入に対する概算経費を算定する場合、給与所得控除の額は、220万円で頭打ちになることを考慮すれば、決して大きいということはない。むしろ、一般労働者と実質的に同一視できる中小企業の役員も含めて低賃金・長時間労働などで働いている勤労実態が厳しい者にとっては、控除は不十分なのではとも考えられる。

「他の所得との負担調整」については、給与は他の種類の所得に比して所得基盤が脆弱であり所得を得るために労苦を要するという勤労所得の質的側面で、給与所得控除額の引き上げに反映されるべきである。

(3) 年金課税のあり方

年金の方式としては、大きく分けて、積み立て方式と賦課方式の二つがある。積み立て方式は、青年期に毎年ある額を積み立てて、年金の基金として市場で運用し、将来老年期になってから、運用収益とともに年金基金を老後の生活のために使うものである。これに対して賦課方式は、ある期に青年期の世代が負担する年金の額を、その期の老年期の世代にそのまま回して、老年世代の年金給付にあてる方式である。日本の年金制度は、原則とし

て積立方式であるが、実体は賦課方式に限りなく近い修正積み立て方式である。

積み立て方式のもとで年金課税について考えると、年金所得は私的な貯蓄と同じで資産である。したがって基本的には非課税が望ましい。

4. 結論

28年日税連建議書の税制に関する基本的な視点として、①公平な税負担、②理解と納得ができる税制、③必要最小限の事務負担、④時代に適合する税制、⑤透明な税務行政、を上げている。

しかし、今回の「給与所得控除の相当程度の引き下げ」建議には、今までの日税連建議との一貫性もなく議論した形跡も見られない。

公平な税負担、理解と納得ができる税制とはとても言えない。「給与所得者が負担する必要経費の実態からすれば、わが国の給与所得額は過大となっていることは明らかである。」とどうして言えるのか。

また、所得控除としての社会保険料控除と公的年金控除の性質は全く違うにもかかわらず二重控除なので公的年金控除の縮減を望むということも、税の専門家集団としてどうなのか。進んでいえば、公的年金は非課税にすべきとの考えに対して、どうこたえるのか。

この建議を行い、給与所得者、年金所得者が疲弊し、中小企業も経営困難に陥り、景気も悪化する可能性もあると考えないのか。

増税建議自体は、応能負担原則にのっとった担税力のある者に課税する提案なら、税理士会で議論を積み重ねれば悪いわけではない。

しかし28年度日税連建議は、何のための建議なのか。納税者、国民のための建議ではなく「適切な課税ベースを維持するため」の建議になっているのではないか。

5. 提言

憲法が求める税制は、一人一人の幸福追求権、法の下での平等、生存権を侵害することがあってはならない、という憲法の条文の構造から、所得に応じて税を納める応能負担原則によるべきだと解釈される。

この考えが格差をなくし経済成長を促す課税のあり方ということを、トマ・ピケティ氏が著書「21世紀の資本」で証明した。

ピケティ氏は格差拡大の解決策を富の再分配ととらえ、不平等をなくし富をめぐる民主的な議論に貢献するのは、累進課税が最も透明性が高く、最も民主的なやり方だと思う、と述べている。

さらに氏は、取った税金は、みんなが学校で質の高い教育が受けられるようにするために使うなど、いろんな形で再分配する。でも、税金を払いたくないお金持ちは外国に逃げてしまうかもしれない。だから、世界各国と協力して、同じように税を取ることを提案している。

日本の税制はこの考えに逆行しており、消費税増税、法人税減税は格差を広げ平等な社会から遠ざかる。

税理士界の行う国民のための税制建議は、消費税増税反対の減税建議と、増税建議を行うなら、法人税減税反対、所得の多い人の所得累進税率アップである。

格差の少ない平等な日本を作ることが「国を支える」、という事ではないか。